

運 営 規 程

社会福祉法人真地福社会
あさひ保育園

あさひ保育園運営規程

(事業所等の名称等)

第1条 社会福祉法人 真地福祉会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あさひ保育園
- (2) 所在地 那覇市字真地 229 番地 4

(施設の目的及び運営方針)

第2条 あさひ保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程をふまえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用児童の属する家庭や地域と様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこなうよう努めるものとする。
- 5 当園は、那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日条例第 68 号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども **43** 人（保育を必要とする 3 歳以上児。以下「2 号認定子ども」という。）
- (2) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（保育を必要とする 3 歳未満児。以下「3 号認定子ども」という。）のうち、満 1 歳以上の子ども **58** 人
- (3) 3 号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども **9** 人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。)第7条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供(保育園調理室にて日清医療食品株式会社へ調理委託)食物アレルギーについては、医師の診断書を基に当園食物アレルギー対応マニュアルに則して、除去食の提供を行う。
- (3) その他保育にかかる行事等。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長1名(常勤専従)

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務を掌理する。

- (2) 副園長1名(常勤専従)

副園長は、園長の補佐業務を行い、職員及び業務の管理を行う。職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務を掌理する。

- (3) 主任保育士1名(常勤専従)

主任保育士は、園長の補佐業務を行い、保育内容について他の保育士を統括・指導・支援する。利用児童や地域の保護者等に対する子育ての支援を行う。

- (4) 副主任保育士1名(常勤専従)

副主任保育士は、主任の補佐業務を行い、他の保育士の指導・支援をする。

- (5) 保育士15名以上(常勤換算後)

保育士は、全体的な計画に基づき、乳幼児期の発達過程に沿って指導計画を立案し、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

- (6) 子育て支援員1名以上(常勤換算後)

子育て支援員は、保育士が利用児童への十分な保育が行えるよう補助を行う。

- (7) 保育補助(適時必要人数・非常勤)

保育補助は、保育士と子育て支援員が利用児童への十分な保育が行えるよう補助を行う。

- (8) 用務員(適時必要人数・非常勤)

用務員は、利用児童が快適に保育を受ける環境を清掃等により整備を行う。

- (9) 事務員(適時必要人数・非常勤)

事務員は、当福社会及びあさひ保育園全般の事務作業を行う。

- (10) その他必要な職員を置くことができる。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）、祝祭日、および慰霊の日（6月23日）を除く。

2 保育を提供する日であっても、災害、感染症等により保育の提供に支障がある場合は、この限りではない。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定にかかる保育時間

当園の開所時間（7時から18時まで）の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。（別表1）

(2) 保育短時間認定にかかる保育時間

当園の開所時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、その時間の上限は8時間までとし、それを超える場合及び上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間内及び18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。（別表1）

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払う。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育費用基準額（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表1に掲げる費用の支払い（口座振替にて）を受けけるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 10 条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 那覇市の定める利用承諾期間が終了したとき、または利用児童が幼稚園に就学したとき。
- (2) 子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとして市町村から報告のあったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(利用にあたっての留意事項)

第 11 条 当園の利用にあたっての留意事項は入園のしおりに定める。

2 車での送迎は、必ずあさひ保育園駐車場をご利用ください。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用児童の主治医に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が生じた場合は、那覇市、利用児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、ほいくのほけん（東京海上日動火災保険株式会社）にて損害賠償を速やかに行うものとする。又、本人の起因による事故（突然死等）の場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付にて対応し、共済掛金（年額 190 円）については、10 分の 9（171 円）を保護者負担とし、保護者会会費より支出する。
- 5 災害時や緊急を要する当園からの連絡は、携帯電話等のメールに情報を配信する「ペンギンメール」を導入しています。

受信の際には、通信料が発生いたします事をご了承下さい。

登録していただいた情報は守秘義務を厳守し、個人情報保護法にのっとり当該目的以外では使用いたしません。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火にかかる訓練を実施するものとする。

- 2 非常災害時は、原則的には当園への速やかなお迎えをお願いします。もし避難場所への移動等があればペンギンメール及び当園の入口に掲示してお知らせします。

第 14 条 ご意見・ご要望・苦情に関する窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 喜屋武 洋（副園長）、田原美和子（主任） ・ご利用時間 9：00 ～ 18：00 ・解決責任者 喜屋武 ヨシ（園長） ・電話番号 098-836-5300 ・FAX 098-836-5316 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	志良堂 まさみ	Tel 098-833-0868
		古蔵児童クラブ 主任支援員
第三者委員	伊差川 和子	Tel 098-890-6570
		元認可保育園園長

※ 上記のほか、園内にご意見箱を設置しています。

（虐待の防止のための措置）

第 15 条 当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念について報知があった場合の調査体制や責任者の設置など必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、児童に対する虐待のあること、またはその懸念が看取された場合、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 6 条ほか関係法令に基づいて、関係機関と連携を図るものとする。

（記録の整備）

第 16 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施にあたっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する、保育給付に関する保護者の不正についての市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 上記以外に関しては、当法人の文書取扱規定に定める文書保存年限に準ずる。

(個人情報に関する事項)

第17条 園だよりやホームページ、日常保育・地域活動の中で子どもの写真撮影やビデオ撮影を行います。又、そのデータを園だより・ホームページ・掲示物等に掲載します。ご都合の悪い方は、申し出て下さい。

2 当園では、保護者の皆様が、行事等で撮影した写真や動画（我が子以外のもの）をSNSやブログ、YouTube等にアップすることを禁止します。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 当園の敷地内（駐車場を含む）は全て禁煙とする。

2 携帯電話の使用は、全て禁止とする。

3 他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

第19条 この規程にない事項があれば、当法人理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1)

項目	目的、負担を求める理由	金額
延長保育料金 (開所時間内)	短時間認定児童が7時～18時の間に 利用する延長保育の料金	300円/時間
延長保育料金 (開所時間外)	18時～19時の延長保育の料金	300円/時間 2,500円/月
3歳以上児給食費	主食費700円 / 副食費5,800円	6,500円/月

※毎月20日の口座振替になります。

※給食費及び延長保育料は、当該月(初日～末日迄)1ヶ月間欠席した場合は
徴収しません。

1. 保育園で購入する物品の料金は下記の通りになります。

① 用品代 (購入時に現金徴収致します。)

用品名	対象年齢	金額	備考
体操服(ネーム入りTシャツ)	新入児	1,000円	入園時購入
カラー帽子	新入児	800円	入園時購入

※用品代は、業者都合等により変わることがあります。

② 月刊絵本代(前期・後期に分けて6月・12月の20日に口座振替致します)

年齢	単価	年額
1才	370円	4,440円
2才	380円	4,560円
3才	410円	4,920円
4才	430円	5,160円

※絵本代は、業者都合等により変わることがあります。

③ 保護者会費(4月・9月に分けて現金徴収致します。)

(全園児) 300円×12ヵ月=3,600円